

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

令和七年六月九日

広島県収用委員会会長 鳥谷部 茂

一 起業者

国土交通大臣 中野 洋昌

代理人 中国地方整備局長 林 正道

二 事業の種類

一般国道二号改築工事（福山道路・広島県福山市瀬戸町大字長和字梓田奥地内から同市赤坂町大字早戸字太夫崎地内まで）並びにこれに伴う市道、農業用道路及び特別高压送電線付替工事

三 裁決手続を開始する土地の所在、地番、地目及び地積等

収用の部分に関する事項

所在	地番	地目		地積		裁決手続を開始する土地の面積（㎡）
		公簿	現況	公簿（㎡）	実測（㎡）	
広島県 福山市 瀬戸町 大字山北 字今屋	七八一番	雑種地	雑種地	一四五	一四九・六 六	二九・一七（別 図に図示する部 分①）

四 土地所有者の氏名及び住所

（氏名） 中国電力ネットワーク株式会社

（住所） 広島県広島市中区小町四番三三号

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

六 土地収用の裁決手続の開始を決定した日

令和七年五月二十七日

